

令和6年度 鹿児島市立西陵小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題であり、全ての児童に関するものである。学校は、全ての児童が、安心して学校生活を送り、諸教育活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策を講じる必要がある。

このいじめの防止等の対策は、「全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しない。」ことや「児童が、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにする。」ことを基本とする。

そのために、本校は、「いじめをしない。いじめをさせない。いじめを見逃さない。」という基本目標のもと児童が、自己肯定感や自己存在感を味わえる場や機会を多く設定するとともに、思いやりのある温かい集団が形成され、友達と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進する。

2 いじめの防止に係る対策組織

(1) 対策組織

学年主任を中心とした学年部でいじめ防止に取り組み、生徒指導部や管理職と連携して対処をしていく。学年会研修（460学年会・毎週水曜日）で児童理解に係る情報交換を行い、学年間で情報の共有化を図るとともに、月1回の460全体会（生徒指導に係る全体会）で全体に報告して全職員で共通理解・共通実践をする。

(2) 役割

ア 職員の共通理解と意識の啓発

(ア) 年度当初に、「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図る。

(イ) アンケート調査や教育相談の結果の集約や分析を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

イ 児童及び保護者、地域住民に対する情報発信及び啓発

いじめ防止の取組状況を、学校だよりやホームページ等を通して発信する。

ウ 具体的対応

(ア) いじめがあった場合やいじめの疑いがあるとの情報が入った場合は、直ちに、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、正確な事実の把握に努め、問題の早期解消に向けた指導・支援体制を組織する。

(イ) 事案については、管理職の指示のもと学年部や生徒指導部を中心に迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関等と連携して対応する。

また、問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の状況等を見守るとともに、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法第2条」から抜粋）

(2) 解消の定義

少なくとも次の2つの要件を満たしている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む）が止んでいる態が少なくとも3か月の期間継続していること。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（「鹿児島県いじめ防止基本方針」から抜粋）

4 いじめの防止のための具体的取組等

(1) 学校の取組

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- 年度当初に学校の基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で、全校児童を対象に指導を行う。
- 4月第2週及び9月第2週の「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

ア いじめの未然防止の取組

職員

- (ア) 「いじめは絶対に許さない」という教師としての明確な姿勢を示す。
- (イ) 「いじめは許さない」という児童自身の意思によって行動ができるよう指導する。また、いじめを見て見ぬふりをしないよう指導する。
- (ウ) 児童同士の関わりを大切にし、相互に認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、いじめについて考えさせる場（道徳、学級活動等）を計画的に設ける。
- (エ) 授業や各行事、スポーツ少年団等の活動において、児童の取組や努力等を認め、自己肯定感や自己存在感を育むことができるよう努める。
- (オ) 全教育活動を通して、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、体験活動やボランティア活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- (カ) 情報モラル教育を推進し、児童が、スマートフォン等によるトラブルやマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者とならないよう、継続的に指導を行う。

児童

- (ア) 各学級で「いじめは絶対に許さない」「いじめについては、一人で悩まず、周りの人に相談する」などの宣言をする。
- (イ) 授業や学校行事、スポーツ少年団活動等において、クラスメートや友達への取組や努力を認めるように努める。
- (ウ) 児童自らの取組を推進するために、児童会が中心になっていじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）や人権週間等において標語募集やいじめ防止を呼びかける。

イ いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。

また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあること

から、早期の段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく、積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

そのために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険視号等見逃さないように、下記の項目を中心に組織的・計画的に実戦していく。また、教職員同士や保護者、関係機関等と連絡・連携を取り合う関係を築いておく。

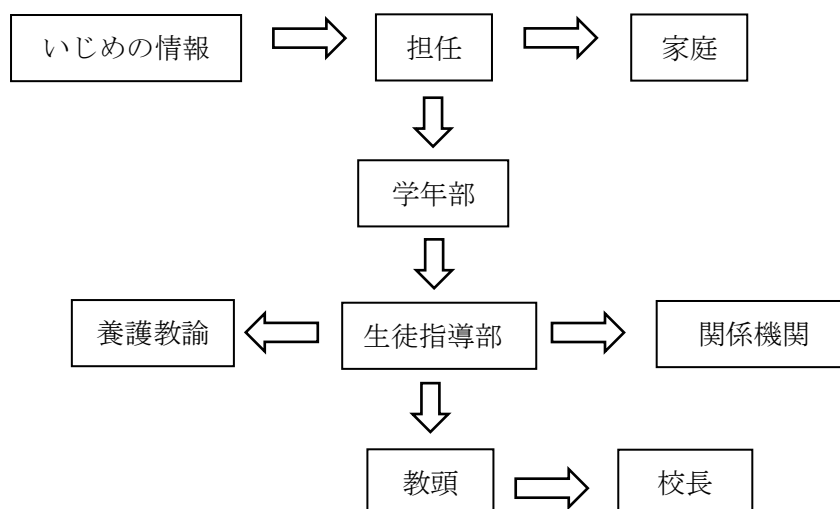
- (ア) アンケートや定期的な教育相談（児童年2回，保護者年1回）を定期的実施し，各担任は児童の小さなサイン等を見逃さないように努めるとともに，職員で情報を共有する。
- (イ) 職員と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め，いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- (ウ) 保護者に対して，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用について，周知を図る。また，いじめホットライン等，外部の相談機関を紹介し，児童が相談しやすい環境を整える。
- (エ) 学校だよりや各種PTAを通して，学校の取組等を発信するとともに，情報の収集や共有に努める。

ウ いじめに対する具体的な取組

いじめの疑いがあった場合は，学年主任を中心とした学年部で聞き取りを行い正確な情報を把握し，生徒指導部・管理職と連携して組織的に対応する。

- (ア) 必要に応じて「いじめ防止等対策委員会」を設置する。校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，関係学級担任で構成する。その際，職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラー等や児童相談所，警察署等の関係機関や，ネット上のいじめへの対応については，必要に応じて，警察署や法務局等とも連携して取り組む。
- (イ) 被害児童の心のケアを第一に考え，守り通すことを伝える。
- (ウ) 加害児童から十分に話を聞き，いじめについての指導を十分に行う。
- (エ) いじめを通報した児童がいた場合は，称賛するとともに，今後の安全等を確保する。
- (オ) 傍観者から協力者（仲裁者）をつくる。
- (カ) 被害児童，加害児童の保護者については，それぞれ電話連絡や家庭訪問を行い，丁寧に状況等を説明する。また，状況によっては，謝罪の場を設定する。
- (キ) 被害児童と保護者については，必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し，継続的な心のケアを行う。

エ 連絡体制



(2) P T Aとの連携

児童の健やかな成長を促すためには、社会全体で児童を見守り、学校と家庭、地域とが連携していく必要がある。

このことから、学校は、P T Aや地域の関係団体等に働きかけながら、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について、保護者や地域と連携した対策を推進する。

ア 保護者等への啓発

(ア) 学校だより、ホームページに、「西陵小学校いじめ防止基本方針」を掲載し、啓発を図る。

(イ) 各P T A（P T A総会や学年P T A、学級P T A等）を活用し、学校の取組〔上記の(1)〕について説明し、周知・徹底を図る。

イ 保護者への支援

(ア) 保護者の責務等が、法に規定されたことを踏まえ、いじめの防止等に必要な指導を適切に行うことができるよう、家庭教育学級等で、人権やインターネット利用に関する学習を実施したり、リーフレットを配布したりするなど、家庭教育の支援に努める。

(イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について、周知を図る。

ウ 協議の場の設定

いじめの問題について、各P T A等で協議する場を設けるとともに、相互の役割や取組等について共通理解を図り、社会全体で児童を見守り、学校と家庭、地域とが連携していく意識を醸成する。

(3) 市教育委員会との連携

ア いじめの問題について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、その解決に向けて多面的に取り組む。

イ 重大事案が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をするとともに、指導や助言等を基に、必要な対応を行う。

ウ いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修会に指導主事等を招聘し、職員のカウンセリング能力等の向上を図る。

(4) 関係機関との連携

いじめの解決のために、また、いじめ問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、次の関係機関等との連携を図る。

ア	県中央児童相談所	TEL 264-3003
イ	こども家庭支援センター	TEL 808-2665
ウ	民生員、児童委員各連絡先へ	
エ	鹿児島西警察署	TEL 285-0110

5 重大事案への対応

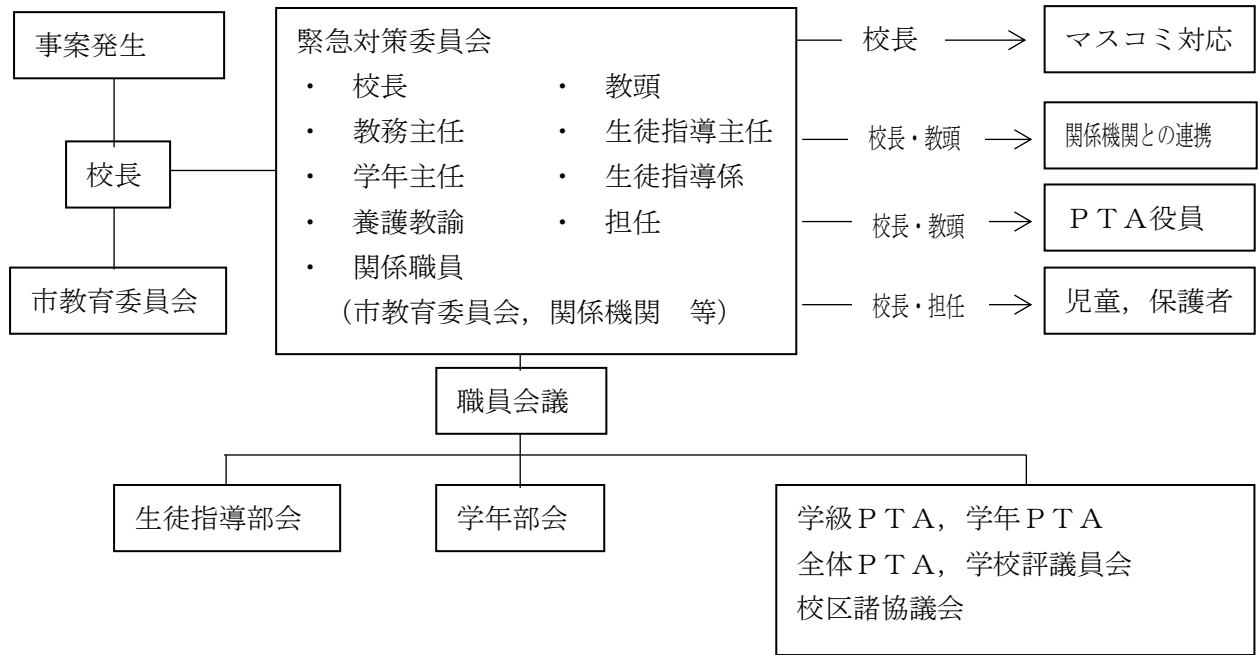
(1) 重大事案とは、次のように、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合のことをいう。

ア 児童が、自殺を企画した場合

イ 児童が、心身に重大な障害を負った場合

ウ 児童が、金品等に重大な被害を被った場合等

(2) 重大事案への緊急対応



ア 事案の状況確認, 情報収集, 情報整理

- (ア) 重大事案が生じた場合は, 速やかに市教育委員会関係機関連絡先に報告をし, 「重大事案に係るフロー図」に基づいて対応する。
- (イ) 市教育委員会, 関係機関と連携を図るとともに, 生徒指導部会, 学年部会を中心に, 客観的かつ正確な事実確認を速やかに行う。
- (ウ) 必要に応じて, アンケート調査を実施する。
- (エ) 把握できた情報は, 校長に報告し, 全職員で共有する。

- ・いつ ・どこで ・誰が
- ・何を, どのように
- ・なぜ (人間関係の状況等)

関係機関	連絡先
市教委青少年課	227-1971
県警 (少年サポート)	252-7867
鹿児島西警察署	285-0110
田上交番	281-6361
県総合教育センター	294-2788
県中央児童相談所	264-3003
こども家庭支援センター	808-2665

イ 児童の状況確認と支援・指導, 児童や保護者等の心のケア

- (ア) 市教育委員会, 関係機関と連携を図るとともに, 養護教諭を中心に, 当該児童と保護者の心のケア等を行う。
- (イ) 状況によっては, 臨床心理士やスクールカウンセラーの派遣・対応を依頼する。
- (ウ) 関係職員の心のケアにも十分に留意する。

ウ 関係機関との連携

- (ア) PTA, 地域, 関係機関等と十分に連携を図り, 事案の解決に当たる。
- (イ) 関係機関との連携は, 校長が中心になって行うが, 状況によっては, 教頭, 生徒指導主任, 学年主任等も行う。
 - ・ 教頭 → PTA, 関係機関
 - ・ 生徒指導主任 → 関係機関 (警察・児童相談所等), 地域
 - ・ 学年主任 → 学年PTA, 地域PTA

6 学校の取組に対する検証等

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を入れた職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（年1回）する。

7 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月にホームページに掲載する。
- (2) 長期休業前・後の指導を充実し、休業中のいじめ防止に取り組む。

<附則>

- ・ 平成26年12月 策定
- ・ 平成30年 3月 一部改正
- ・ 令和 2年 4月 一部改正
- ・ 令和 4年 4月 一部改正

重大事案に係る対応フロー図

鹿児島市立西陵小学校

いじめの疑いに関する情報



事実確認



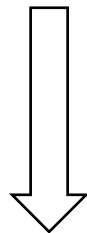
市教育委員会への重大事案発生への報告



市教育委員会による調査主体の判断

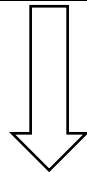
【学校が調査主体の場合】

学校に重大事案の調査組織を設置



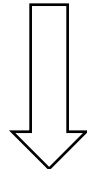
- 1 母体は、いじめ防止等対策委員会とする。
- 2 組織の構成については、専門的知識・経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査の実施



- 1 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 2 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供



- 1 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提出する。
- 2 調査に当たって実施するアンケートは、事前に、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

調査結果の市教育委員会への報告



調査結果を踏まえた必要な措置

- 1 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- 2 再発防止に向けた取組の検証を行う。

鹿児島市立西陵小学校いじめ防止基本方針

【いじめ問題等に係る学校の目標】
「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを見逃さない」

【学年部で連携，共通理解】
※ 必要に応じて，生徒指導部・管理職と連携

【460全体会（生徒指導に係る全体会）】
1 内容
(1) 学校の様子で気になること
(2) いじめ，問題行動，不登校傾向児童の共通理解
(3) 今後の方策の共通理解

【PTAとの連携】
○ 各PTAの活用
・学級PTA
・学年PTA
・PTA総会

【学校の取組】
1 未然防止
(1) 「いじめをしない，させない，見逃さない」学級作りの充実
(2) 児童会を中心とした「いじめ防止」活動の推進
(3) 全校朝会や学年朝会等でのいじめ防止の啓発
2 早期発見
(1) 定期的なアンケートの実施
(2) 定期教育相談等の実施
3 対応
(1) 被害児童への適切なケア，加害児童への毅然とした指導，支援
(2) スクールカウンセラーの計画的・効果的活用

【市教委との連携】
○ 「報・連・相」の一層の充実
○ 指導主事の招聘及び助言等

【関係機関との連携】
1 県中央児童相談所
2 市子ども福祉課
3 民生委員，児童委員
4 鹿児島西警察署

【年間計画】★印…アンケート実施（年間7回）

	児童・保護者	職員	検証関係
4月	・「いじめ防止基本方針」の周知 ・「SC」についての周知 ・教育相談 ★いじめ問題を考える週間	・「いじめ防止基本方針」の確認 ・いじめの認知についての共通理解 ・いじめ問題を考える週間（「いじめ」に関する授業等の実施等）	・年間指導計画の確認 ・460学年会・全体会 ・アンケート結果の考察
5月	・いじめ防止啓発強調月間（5/25～6/25） ★「学校たのしいと」の実施	・いじめ防止啓発強調月間（「いじめ」に関する授業等の実施等）	・460学年会・全体会
6月	・いじめ防止啓発強調月間 ★全校教育相談 ・人権教室 ・土曜参観	・いじめ防止啓発強調月間（「いじめ」に関する授業等の実施等） ・教育相談実施 ・土曜参観	・460学年会・全体会 ・アンケート結果の考察 ・いじめ防止啓発強調月間の取組についての振り返り
7月	・「夏休みの過ごし方」の確認	・「夏休みの過ごし方」の指導 ・「個別の支援計画（不登校）」作成	・460学年会・全体会（学期反省）
8月		・生徒指導に関する校内研修	
9月	★いじめ問題を考える週間	・長期休業明けの生徒指導 ・いじめ問題を考える週間（「いじめ」に関する授業の実施等）	・460学年会・全体会 ・アンケート結果の考察 ・学校運営協議会
10月			・460学年会・全体会
11月	・「かごしまの教育」県民週間 ★アンケート実施	・「かごしまの教育」県民週間 ・冬季の服装指導	・460学年会・全体会 ・アンケート結果の考察
12月	・校内人権週間 ・「冬休みの過ごし方」の確認	・「個別の指導計画（不登校）」記入（成果と課題） ・校内人権週間（「人権」に関する説話等の実施） ・「冬休みの過ごし方」の指導	・460学年会・全体会（学期反省） ・人権週間の振り返り ・保護者による学校評価
1月	★「学校たのしいと」の実施	・長期休業明けの生徒指導	・460学年会・全体会
2月	★全校教育相談	・教育相談実施	・460学年会・全体会 ・アンケートの分析 ・学校運営協議会
3月	・「春休みの過ごし方」の確認	・「春休みの過ごし方」の指導 ・気になる児童の引継	・460学年会・全体会（年間反省）